



高橋司法書士事務所

〒132-0003

住所 東京都江戸川区春江町 2-33-7 椿司法ビル 2 階

TEL (代表) 03-5664-2332 Fax 03-6323-4839

TEL 03-6310-1878

URL <http://www.takahasi-office.com/>



コラム



はじめまして、高橋司法書士事務所、開設 5 周年の平成 26 年 8 月 1 日より、高橋司法書士事務所にて、勤務させて頂いております柿沼大将と申します。

実は、私は、高橋司法書士事務所に入所するまで、一度も江戸川の地に降り立ったことがありませんでした。自分が生まれ育った街とは、少し違うこの街のすべてが新鮮に感じられる日々です。仕事では、高橋司法書士事務所の業務が多岐にわたっているため、覚えるべきことがたくさんあり、現在、諸先輩方から、夏期集中講習を受講中です。

これからも、学ばなくてはならないや自分自身に成長を強いらなければならないことがたくさんあると思いますが、はじめて、荒川を渡ってやってきた時の気持ちをいつまでも忘れずに、私なりに精一杯やっつけようと思っております。よろしくお願ひ致します。

柿沼大将

ホームページの著作権について

Q1

この度当社のホームページを刷新するにあたり、従来の業者ではなく、別の業者に制作を依頼したいと思ひます。従来のホームページに掲載していた内容は、会社社長の口述を従来の業者がリライトしたものです。この文章をそのまま引き継いで新しいホームページに使用しても構わないでしょうか。

また、完成したホームページの更新頻度が多いので、制作業者に任さず、当社で行っていきたいと思ひます。その際、どのようなことに気を付ければよいでしょうか。

A ホームページ内容を、社長の口述に従い従来業者がリライトした著作物は、創作性のある表現である限り、言語の著作物といえるでしょう。

職務著作の要件（会社の発意によること、職務上であること、業務に従事した者であること、会社

名義で公表すること、別段の定めのないこと)を満たせば、会社が著作者になり、そうでなければ社長が著作者となるでしょう。

それではリライトした場合、別の権利が発生するのでしょうか。リライトといっても、口述した文言をそのまま文章に起こして整えた程度であれば、創作性のある表現を追加したとはいえ、リライトした業者には特に権利は発生しないものと思われます。

しかし、口述した文言を読みやすいように表現を工夫してリライトしたのであれば、多くの場合創作的な表現を加えたといえるのではないのでしょうか。そうであれば、口述者が原著作物、リライトした文章が二次的著作物であり、リライトした業者も二次的著作物の著作権を有しているものと思われます。

従前のホームページにリライトした文章を掲載する際に、二次的著作物の著作権を譲り受けていたのであれば、問題ありませんが、そうでなければ新しいホームページの掲載について、別途許諾を得る必要があるでしょう。もっとも従前の業者はリライトした部分に著作権を有するだけですから、社長の口述を新たにリライトすれば、新しいホームページとして掲載することができるものと思われます。

HP更新を自社で行う際の注意点

業者に発注して完成したホームページを発注者が自由に更新することができるかについてですが、ホームページはその掲載した多数のコンテンツを編集して作成した著作物ですから編集著作物あるいは、編集著作物類似の著作物といえるでしょう。

さて、ホームページの制作過程では、発注者がホームページ掲載のコンテンツの大部分を提供したり、ホームページ制作業者と内容やレイアウトを協議して決定する場合も多いでしょう。このような場合であっても、発注者がホームページを創作した、あるいは発注者がホームページを創作した、あるいは発注者と制作業者がホームページを共同で著作したということはなかなか難しいと思われれます。

著作権法上、著作者と評価されるためには、実際に著作物を創作することが必要です。ホームページ掲載のコンテンツの大部分をあなたの会社が提供したとしても、それだけではホームページを創作したとはいえないでしょうし、掲載するコンテンツの内容やレイアウトを協議して決定したといっても、それは発注者としてアイデアを出したり、指示を行ったにすぎないと評価される場合が多いでしょう。

従って、それぞれのコンテンツの著作権はあなたの会社が有しているといえるかもしれませんが、通常の場合、ホームページ制作業者が有するものと思われれます。

それでは、発注者が制作代金を支払ってそのホームページのデータを全部渡してもらえば、制作業者から発注者に対し、著作権の譲渡を受けたといえるのでしょうか。制作代金は、ホームページ制作の対価であって、著作権の譲渡までは含まないと一般に考えられているため、制作代金を支払ったからといって、著作権の譲渡を受けたとはいえません。

また、ホームページのデータを全部引き渡したことをもって、以後発注者がそのデータを自由に改変してもよいという合意があると断定することも難しいと思われれます。

ホームページ制作業者は制作代金だけでなく、今後の更新作業によって対価を得ることまで考えている場合も多いでしょう。従って、当初から自社で更新することを予定しているのであれば、発注

の際にホームページの著作権の譲渡を明記するか、更新は自由とする許諾を明確に得ておく必要があります。

著作物を登録する意味

まず、著作物を創作さえすれば、登録手続等を行わなくても発生します。これを無方式主義といいます。従って、図や文章の保護だけを目的とするのであれば、わざわざ著作権登録をする必要はありません。

但し、無名又は変名の著作物について、実名の登録、第一発行年月日あるいは第一公表年月日の登録、プログラムの著作物の創作年月日の登録を行うと推定の効果が働きます。また、著作権の移転又は処分の制限、質権設定等の登録を行うと、第三者対抗要件となります。

※今月号の議題は当職の専門ではありませんが、調べものついでに掲載してみました。ご参考にしてください。あしからず。。



※配信停止ご希望の方は、お手数ですが当方事務所までご一報お願い申し上げます。

※本号以外の配信について、いつでも対応いたしますのでご希望の方はご一報お願い申し上げます。

当方事務所の主な業務案内

1. 不動産登記全般（売買・贈与・相続・担保権抹消・設定ほか）
2. 会社・法人登記全般（設立・役員変更・資本増加減少・解散・社団財団法人・NPO法人・合名、合資、合同会社ほか）
3. 相続手続き全般（相続税対策・遺産分割・相続放棄・遺言・遺留分減殺ほか）
4. 成年後見業務・任意後見業務
5. 民事訴訟手続き（主に一過払い金請求訴訟、建物明渡請求訴訟、貸金請求訴訟）
6. 裁判所提出書類作成業務・家事事件手続き